

第2期 日野町教育振興基本計画



「日野のたから」を未来につなぐ
心豊かでたくましい人づくり



平成27年3月
日野町教育委員会

目 次

第2期 日野町教育振興基本計画の策定にあたって 5

第2期滋賀県教育振興基本計画について

第5次日野町総合計画

ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ 自治の力で輝くまち

日野町の教育の現状と課題 8

1. 社会情勢の変化 8

- (1) 少子化と高齢化の進行
- (2) 日野町内小学校区別の学年別児童数の予想
- (3) 園児・児童をめぐる新たな課題

2. 子どもの教育における課題 9

- (1) 生徒指導上の課題
- (2) いじめに関する課題
- (3) 人権教育・道徳教育に関する課題
- (4) 家庭との連携に関する課題
- (5) 教育の現状を踏まえた課題
 - ① 子どもの学力・学習状況
 - ② 体力・運動能力の状況
 - ③ 魅力ある学校づくり
 - ④ 特別支援教育の推進
 - ⑤ 家庭や地域との連携
 - ⑥ 教職員の教育力

3. 社会教育をめぐる現状と課題 13

- (1) 社会教育活動の推進
- (2) 生涯学習活動の支援
- (3) 家庭教育支援の充実
- (4) 青少年の健全育成
- (5) 人権学習の推進
- (6) 芸術文化の振興と文化財の保存・伝承
- (7) 読書活動の推進
- (8) 生涯スポーツの支援

日野町の教育行政の基本方針 15

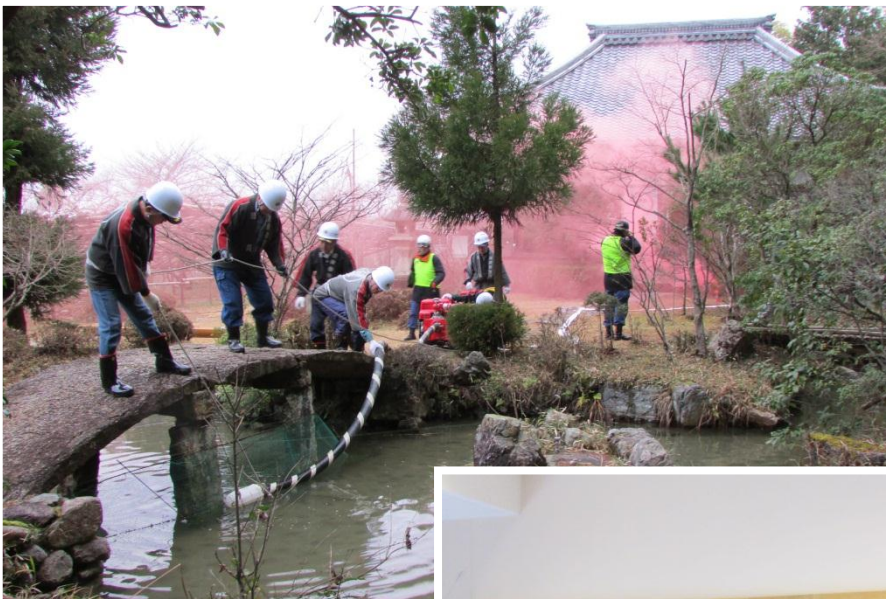
1. 第5次総合計画における7つの基本方針 15

2. 教育推進の方向性 15

- (1) 子どもがはつらつと育つまち
- (2) 学びあい、みんなではぐくむ自治のまち

3. 日野町の教育目標 16

日野町の教育行政の推進施策	・ ・ ・ ・ ・ 1 7
I. 学校教育	・ ・ ・ ・ ・ 1 7
1. 学校教育の目標	・ ・ ・ ・ ・ 1 7
2. 基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 1 8
(1) 確かな学力の定着	
(2) 豊かな心の育成	
(3) 健やかな体づくり	
(4) 信頼される学校・園づくり	
(5) 教職員の指導力の向上	
(6) 特別支援教育の推進	
3. 幼稚園の重点目標	・ ・ ・ ・ ・ 1 8
(1) 確かな学力の定着	
(2) 豊かな心の育成	
(3) 健やかな体づくり	
(4) 信頼される園づくり	
(5) 教職員の指導力の向上	
4. 小学校・中学校の重点目標	・ ・ ・ ・ ・ 1 9
(1) 確かな学力の定着	
(2) 豊かな心の育成	
(3) 健やかな体づくり	
(4) 信頼される学校づくり	
(5) 教職員の指導力の向上	
(6) 特別支援教育の推進	
5. 重点施策	・ ・ ・ ・ ・ 2 0
(1) 学習支援体制の強化	
(2) 学力および体力の向上に向けた取組み強化	
(3) 安心、安全で心身が健やかに育つ学校づくり	
(4) 教職員の資質向上	
(5) 社会教育との連携強化	
II. 社会教育	・ ・ ・ ・ ・ 2 2
1. 社会教育の目標	・ ・ ・ ・ ・ 2 2
2. 基本方針	・ ・ ・ ・ ・ 2 2
3. 重点目標	・ ・ ・ ・ ・ 2 3
(1) 社会教育活動の推進	
(2) 生涯学習活動の支援	
(3) 家庭教育支援の充実	
(4) 青少年の健全育成	
(5) 人権学習の推進	
(6) 芸術文化の振興と文化財の保存・伝承	
(7) 読書活動の推進	
(8) 生涯スポーツの支援	
4. 重点施策	・ ・ ・ ・ ・ 2 5
(1) 社会教育活動の推進	
(2) 生涯学習活動の支援	
(3) 家庭教育支援の充実	
(4) 青少年の健全育成	
(5) 人権学習の推進	
(6) 芸術文化の振興と文化財の保存・伝承	
(7) 読書活動の推進	
(8) 生涯スポーツの支援	
5. 教育機関の組織等の活動方針	・ ・ ・ ・ ・ 2 6
(1) 公民館の運営	
(2) 日野町立図書館の運営	



第2期日野町教育振興基本計画の策定にあたって

変わりゆく社会環境の中で、私たちは、先人から受け継いだ自然や伝統、文化を次代へ引き継いでいくとともに、町民のだれもが安全で安心な暮らしを実現し、未来へ発展するまちを創造していく必要があります。

そのためにも、子どもたちが学校に通い、学ぶことを楽しく思い、ひとや自然を愛し、大人になっても、ふるさと日野町に誇りと愛着を持ち続けられるとともに、将来にわたり大きく羽ばたくことのできる教育が必要であると考えます。

そこで、日野町では、学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域・行政の4者が、相互に連携・協働し、町民一人ひとりが夢や目標を持ち、生き生きと過ごせることが大切であり、また、個々人が自主的に社会に参画して、相互に支え合い、学び合うことができる教育を構築していきたいと考え、平成30年度までの4年間に取り組むべき施策について、第2期日野町教育振興基本計画を策定するものです。

滋賀県における第2期教育振興基本計画では、その基本目標を「未来を拓く心豊かで、たくましい人づくり～学び合い支え合う『共に育つ』滋賀の教育～」とし、以下の3つの柱のもと、教育施策の総合的な推進を図ろうとしています。

1. 子どものたくましく生きる力を育む

子どもが新しい時代を切り拓き、郷土への愛着と誇りを持ってたくましく歩んでいけるよう、一人ひとりの能力や個性を伸ばし、人間力を培うことが求められます。「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するとともに、「滋賀の自然や地域と共生する力」を育み、自らを高めていける自立した人、多様性を認める共生の中で、力を合わせ課題に取り組むことができる人を育てていくことを目指します。

2. 子どもの育ちを支える環境づくり

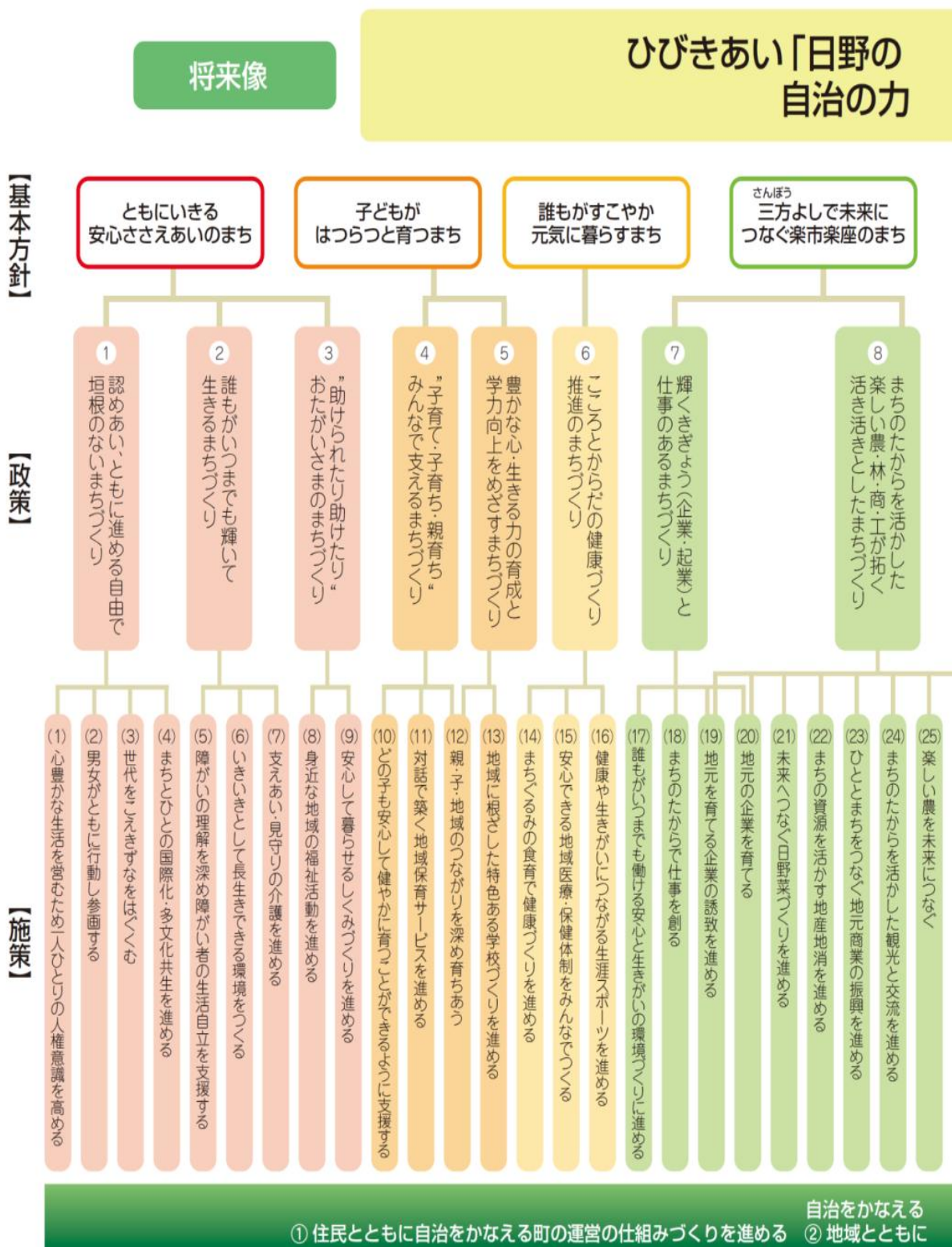
子どもが育つ上で大切な学校の教育環境整備とともに、家庭や地域全体の教育力の向上を図ります。また、学校・家庭が地域の一員として、子どもは地域の宝という認識を持ち、互いに連携・協力して子どもを育て、そのことが地域づくりやそこに住む人々の育ちへとつながる環境づくりを目指します。

3. すべての人が育ち、社会を創る生涯学習を振興する

一人ひとりが生涯を通じて主体的に学習し、協働することのできる体制やネットワークを整え、それぞれの得た学びを生かして社会に参画し、相互に支え合う環境づくりを推進します。全ての県民が心豊でいきいきとした人生を築くことができるよう「生涯学習」を振興し、人と人、人と社会のつながりを育むことを目指します。

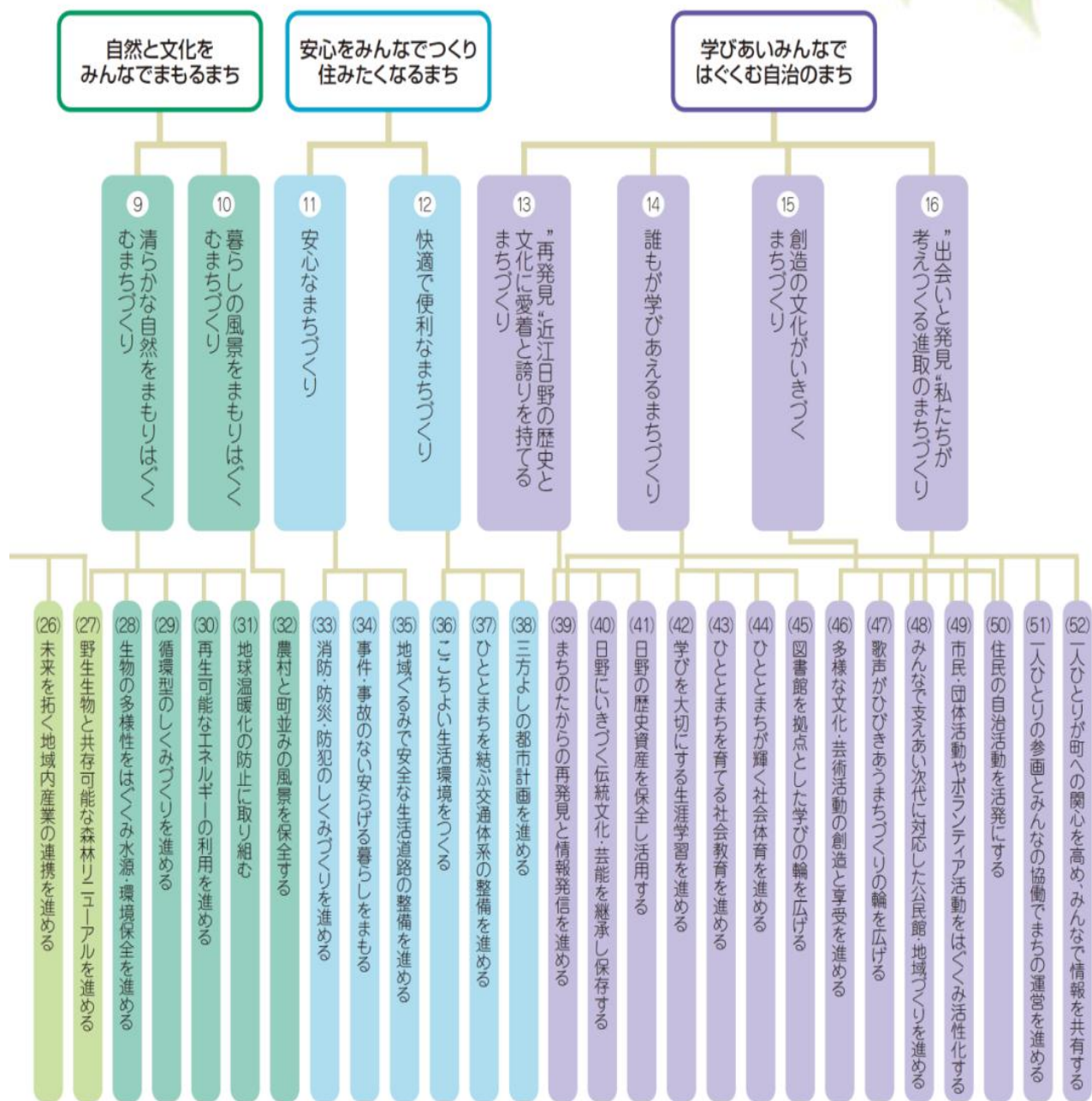
日野町における第2期教育振興基本計画の策定に際しては、その上位計画となる日野町第5次総合計画の7つの基本方針と16の政策、52の施策と、滋賀県における上記3つの基本的な柱とを参酌した上で策定することとします。

日野町 第5次



総合計画の体系

「たから」を未来につなぐ
で輝くまち



町の運営を進める

「自治の力」を支える組織の活力を高める ③ まちづくりを支える健全な財政運営を進める

※政策及び施策に表記している番号は整理番号です。

日野町の教育の現状と課題

1. 社会情勢の変化

(1) 少子化と高齢化の進行

日本の総人口は、平成16年をピークに減少局面に入りました。平成20年度の本町における合計特殊出生率は全国の1.37を上回る1.49となっているものの、人口動態では本町の人口は減少傾向が予想されており、少子化と高齢化、人口減少が進行していくものと予想されています。

人口の減少は、集落維持機能の低下をもたらす原因の一つとなります。また、労働人口の減少は、生産活動の縮小をもたらすことにつながります。さらに、高齢化の進行により高齢者だけの世帯の増加になり、子どもが集落いない状況が生まれてきます。

(2) 日野町内小学校区別の学年別児童数の予想

学 年	日野小学校	西大路小学校	南比都佐小学校	必佐小学校	桜谷小学校	合計(名)
小学校6年生	96	13	18	50	30	207
小学校5年生	99	9	18	59	16	201
小学校4年生	94	12	16	63	13	198
小学校3年生	99	11	15	54	20	199
小学校2年生	99	12	9	64	11	195
小学校1年生	85	8	16	47	16	172
平成27年度入学	86	5	12	64	13	180
平成28年度入学	107	12	18	54	16	207
平成29年度入学	98	17	8	63	13	199
平成30年度入学	88	5	16	39	17	165
平成31年度入学	98	11	9	55	8	181
平成32年度入学	82	7	16	44	20	169

〔基礎数値〕 ①小学校1年生～6年生は、平成26年5月1日現在の在籍数

②平成27年度～32年度入学見込数は、平成27年2月現在の住民基本台帳を基に推計した数値

(3) 園児・児童をめぐる新たな課題

日野町の人口は、近年緩やかな減少傾向を示しており、少子高齢化が進行しています。

また、その傾向は、町内の地域によって異なるものの、一部の地域を除き人口の減少や少子高齢化が進行しています。

地域によって異なるなかで、特に、旧市街地や周辺の農村地域では、その傾向が顕著に現れ、日野小学校区に児童が集中し、周辺の西大路・南比都佐・桜谷小学校区では児童数が減少しています。小学校6ヵ年の間に学級編制替えのない単級の小学校の統合に関する課題については、今後議論を重ねることとなります。

一方で、幼稚園においても、近年の幼児期における保護者の保育ニーズの多様化による影響を少なからず受けることとなります。平成27年度から、桜谷幼稚園では、日野町立保育所さくら園の合同運営を実施するように、幼稚園と保育所の合同運営の要望が高まる可能性があり、幼稚園型の子ども園としての再整備の要求が強まることも予想されます。

2. 子どもの教育における現状と課題

(1) 生徒指導上の課題

学校では、問題行動、不登校、虐待児童生徒への対応等、生徒指導上の課題が見られ、近年は、その原因が複雑化・多様化しており、これまでの対処策や学校だけでの対応では解決が困難な事例が増加傾向にあります。

児童生徒の生徒指導上の諸問題への対応にあっては、教職員の子どもと向き合う時間を確保すること、学級担任だけで抱え込まずに学校全体で組織的な対応をすること、また、子どものSOSを読み取る教職員の感性や力量を高め、学校において積み上げてきた教育力を基盤に対策に取り組んでいくことが重要です。

さらに、子どもの抱える課題の多様性を考慮すると、学校の教育力を補い、学校が本来有する力を十分発揮するための取組として、関係機関と連携を図ることも必要です。

こうした諸課題を解決するためにも、子育ての基盤である家庭や地域と一体となって、関係機関が連携しながら、子どもを守る環境づくりを進めていくことが大切になってきています。

(2) いじめに関する課題

平成23年度、大津市内において発生したいじめ事案に端を発して、本町においても、その認識は高まってきています。いじめに対する認識について、学校現場と教育委員会との情報共有や認知のあり方、学校現場での諸対応などいくつかの課題が指摘され、その対策が求められているところです。

いじめ問題に関しては、全国的にも法整備が図られ、平成25年6月には「いじめ防止対策推進法」が施行され、その趣旨に則り本町においても、いじめの防止に関して総合的かつ効果的に推進するための方針を打ち出したところです。

いじめ問題は、どの児童生徒にもどの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめを未然に防止する観点が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在とを等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要であり、加えて全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要であると考えます。

(3)人権教育・道徳教育に関する課題

平成25年度「全国学力・学習状況調査」によると、「自分には、よいところがあると思いますか」との問いに対し、「当てはまる」または「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童生徒の割合が、中学校3年生で全国平均と比べてやや低いという調査結果が出ています。自分のことが大切に思えない、相手の痛みがわからない、人間関係がうまくつukれないといった課題は、学校でのいじめや他者の人権を大切にしないことにつながっていくことも懸念されます。現実には、差別や偏見、暴力など人権に関わる課題も見受けられ、子どもがいじめや虐待などの人権侵害を受ける事態も起きています。さらに、昨今インターネット上での人権侵害も増えています。

このような状況を受け、子どもに、自分とともに他の人の大切さを認めることや、感性豊かな心、規範意識などを身に付けさせる教育の大切さが求められています

(4)家庭との連携に関する課題

少子化や核家族化、情報化などの社会経済の変化や、人間関係の希薄化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域社会や家庭における教育力の低下が指摘されています。また、生活習慣の乱れや家庭の孤立、経済的な困窮、虐待を防ぐため、適切な福祉的、経済的支援が求められているところです。

本町では、平成19年度から、子育て教育相談センターを開設し、専属の臨床心理士を配置し、その活動を充実させてきました。その相談件数は年々増加しています。子どもの発達相談はもとより、その子どもを育てる保護者を含む関係者すべてが、相談者となっており、子育て支援に関する対応も当センターの重要な業務の一部となっています。

当センターには、正規職員が1名のみで他職員は臨時雇用の臨床心理士であることからその体制についても今後課題となってきています。

年 度	延べ相談件数	月平均相談件数
平成21年度	813 件	67.75 件/月
平成22年度	1,329 件	110.75 件/月
平成23年度	1,608 件	134.00 件/月
平成24年度	2,133 件	177.75 件/月
平成25年度	2,547 件	212.25 件/月

子育て教育相談センターでの相談件数

(5)教育の現状を踏まえた課題

①子どもの学力・学習状況

本町の子どもの学力状況は、「全国学力・学習状況調査」によれば、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、身に付けた知識・技能を活用すること、根拠を明確にした上で自分の考えを書くこと、自分で勉強するなどの学習意欲に課題がある等の傾向が見られます。

グローバル化や情報化等が一層進展し、複雑化、多様化が進む社会においては、社会の変化に対応できるよう自らがその個性と能力を伸ばし、生涯を通じて自身に必要な知識・能力を身に付けることが求められます。また、考え方の異なる人とも対話をすることで、新たな考えを生み出す力や新たな課題を主体的に解決していく力も求められています。

このため、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、思考力・判断力・表現力の育成、学習に対する意欲の向上、学習習慣の定着および社会変化を理解し柔軟に対応できる力等の育成が必要であると考えます。

本町におけるこれまでの学力向上に向けた取組みにより、一定の成果や改善が見られるようになってきました。特に、小学校においては、算数の少人数指導により着実に成果をあげている学校もあります。しかし、学校それぞれに異なる状況もあり、依然として多くの課題がある状況です。中学校においては、学習習慣の定着が不十分な傾向が見受けられ主体的な学びの姿勢が求められています。

②体力・運動能力の状況

「『全国体力・運動能力、運動習慣等調査』の結果では、本県の結果として小学校では体力合計点において男女とも全国と比べると低い状況にあるものの、過去5年間では最高値を示し、その差は縮まっています。一方、中学校では、体力合計点において男女ともに全国と比べると高い状況にあり、過去5年間では、男子は横ばい、女子はやや低下傾向が見られます。また、投げる力に関しては、全国と同様に小・中学校男女とも年々低下しています」との結果がまとめられており、本町においても同様の傾向が見られます。

近年の子どもの方が、背が高く、体格はよくなっていますが、体力や運動能力は全体的に劣っています。この背景には、生活の利便性が高まり、体を動かす機会が減少したこと、遊び場所や遊び仲間が減り、遊びの質が変化したことなどがあるものと考えられます。

本町においては、今後とも心身ともに健やかでたくましい“運動好き”な子どもの育成を目指し取組みを展開していくことが求められています。

③魅力ある学校づくり

小中学校においては、児童生徒に応じたきめ細かな指導を組織的に行うとともに、学校や地域の実態を踏まえ、地域の人材や自然、歴史・文化を生かした特色ある教育活動を進める必要があります。

本町にある5小学校と1中学校の魅力ある学校経営に努め、1町1中学校であることを“強み”とする教育を進めることが重要で、そのためには、小学校と中学校の教職員が、常に子どもたちの情報や学習状況などの情報共有を図り、本町の子どもが抱える学校教育の課題について、互いに論議を行う場の開催が大切なものとなっています。

④特別支援教育の推進

特別支援学級に在籍する児童生徒数は年々増加しています。また、通常学級に在籍する児童生徒で、発達障害などにより特別な教育的支援を受ける必要があると判断されている児童生徒数の割合も増加しています。

平成23年8月に障害者基本法が改正され、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」ことなどが新たに規定されました。こうした中で、障害のある子どもが障害のない子どもとともに学ぶ仕組みである「インクルーシブ教育システム」の構築に向けた特別支援教育の推進が求められています。

自立と社会参加に向けた望ましい特別支援教育のあり方を考え、発達障害のある子どもを含めた一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じた多様で柔軟な学びやきめ細かな指導の充実が必要となっています。

町では、これまでから、保健センター・保育園・幼稚園・小学校・中学校などにおいて、個別の課題に基づいた特別な支援を展開し、互いに情報共有を図り、子育て教育センターを中心に継続した支援を行っています。今後も引き続いて取組みを展開していきます。

⑤家庭や地域との連携

子どもは、学校や家庭はもちろんのこと、地域の中での人々との関わりによって、人間関係や集団のルールなど様々なことを学びながら、社会性や規範意識などを育み成長していくことから、学校や家庭、地域、関係機関等が連携して社会全体で子どもを育む必要があります。また、子どもが様々な人々と関わり、他者と共同し、未来を切り拓いていける力を一層育てていくためにも、社会全体で子どもを育てる気運を高めるとともに、教育や子どもの育ちに対する経験や知識を次の世代へ伝えていくことが求められています。

教育の基本はまず「家庭」からであり、その家庭を含む「地域」の絆をいかに強いものとしいくかが課題となっています。本町内の5小学校の校区には、それぞれ防犯自治会が存在し、子どもたちの登下校時の見守り活動を展開いただいていることなどは、代表的な取組みと言えます。

⑥教職員の教育力

複雑で多様化する社会の変化に応じ、子どもが自らの個性と能力を伸ばし、その可能性を最大限発揮できるよう、教員には一方的に教え込むのではなく、子どもの力を引き出し学習意欲や主体的な学びを導く力が求められています。

子どもに基礎的・基本的な知識や技能を習得させて、課題を解決していくために必要な思考力・判断力・表現力を育成するといった教育の専門家としての確かな力量が必要で、教育者として相応しい人間性やコンプライアンス意識もまた、強く求められます。

さらに、開かれた学校、信頼される学校づくりのため、家庭や地域、関係機関との連携が一層求められている中、コーディネート力や保護者に説明する力など、より多様な能力や資質の向上が必要です。

学校の課題が複雑化・多様化する中で、その解決に日々取り組む教員は多忙感を感じることが多くなっています。教育活動の充実を図るため、教員の負担を軽減し、心身ともに健康な状態で児童生徒と向き合う時間を確保することが求められます。

本町の教員の年齢構成は、ベテラン教員と若手教員の大きな二つの塊があり、中堅教員が他市町と比較して少ない状況となっています。ベテラン教員が今まで経験したノウハウを若手教員へ伝える「伝承」が求められています。

3. 社会教育をめぐる現状と課題

(1) 社会教育活動の推進

社会教育関係団体である青年会、女性会、子ども会指導者連絡協議会、PTAなどの活動に対し、団体の育成と支援を行い、また、青少年をはじめ、青年・女性の社会参加を促進するための活動を進めています。地域におけるつながりが希薄化した中で各団体の組織が弱体化している傾向があります。社会教育関係団体等による社会参加を促進するための活動や社会教育の拠点として公民館活動を充実する取り組みを進め、地域でのさまざまな問題や課題に対して、お互いに考え話し合える学習機会の提供が求められています。

(2) 生涯学習活動の支援

豊かな人間性を育むためには、幅広い学習活動が必要となります。住民の価値観の多様化、社会環境の変化により、住民の学習意欲は増しています。また、学習ニーズも高度化・多様化しており、ライフスタイルに応じた学習・スポーツ・社会活動などの環境整備やプログラムを提供していく必要があります。

住民の多様化する学習ニーズに対応するため、社会教育施設間（公民館、図書館、町民会館など）の連携を密にし、学習機会と内容の充実を図ることが課題となっています。

(3) 家庭教育支援の充実

少子化や核家族などにより、地域社会や家庭の教育力が低下しています。また、生活習慣の乱れや経済的な困窮など家庭教育の支援を必要としている家庭もあります。これから親になる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高め、家庭教育に関する学習を支援することや、いかに家庭の絆を深めるための支援や学習情報の提供を行うことが課題となります。

(4) 青少年の健全育成

インターネットの発達や携帯電話・スマートフォンの普及により青少年を取り巻く環境は大きく変わりました。これらの情報・機器をうまく使いこなせれば、便利なツールですが、使い方を誤れば、人の心を傷つけ人間関係を壊してしまいます。青少年問題は大人社会の反映でもあり、大人は、青少年に対し、社会には基本的なルールがあることなどを自らの行動を通して教えていかなければなりません。そのために、子どもたちに豊かな体験活動の場や機会の提供を進め、日野町少年センターなどの青少年健全育成関係団体との連携を深め、青少年を取り巻く環境整備を整える必要があります。

(5) 人権学習の推進

町が率先して人権問題に対しての啓発、支援を進めることで、地域においても一定の活動がおこなわれており充実していると思われます。日野町の人権推進連絡協議会（人推協）が20周年をむかえたことは、日野町の人権教育の真骨頂であると言えます。

講座、学習会の開催により参加者の意識は高まっていると考えられますが、普段の生活での実践がおこなわれるように活動していく必要があります。ただ、地区により地区人推協の活動に温度差が見受けられることが課題であります。今後、町全体として地区人推協との交流と支援を深めていくことが求められています。

（６）芸術文化の振興と文化財の保存・伝承

質の高い芸術文化に接することで、生活の中に豊かさやうるおいが得られます。日野町では、個人やグループが町民会館わたむきホール虹や公民館を拠点として自主的な文化活動に取り組まれています。また、ホールにおいては住民の多様なニーズにこたえる事業の展開が行われています。

今後は、住民が展開する新たな活動に対し、幅広い交流により情報を収集し、個性豊かな文化活動が創造できるよう支援などを行う必要があります。

一方、風土の中で育まれてきた歴史や文化など、先人が残したものを再発見し、その情報を発信するとともにこれらを学習、啓発することが大切です。平成２７年１月には全９巻の町史が発行され、後世に残す事業が一つ完成しました。今後は、完成した町史の成果を活用し、わかりやすく情報発信していく必要があります。また、文化財や史跡等を後世に残すためには、町民の理解と協力は不可欠であることから、地域と連携することが課題となります。

（７）読書活動の推進

図書館では、豊富な資料の貸出を通して、住民の知る権利・学ぶ権利を保障すると共に、学校などに必要な資料を貸出や学校司書の派遣など学習支援もしています。読書は、情緒豊かな人間形成に欠くことのできないものであり、さまざまな機会を通じて読書活動への理解と習慣化が出来るように、図書館が身近に感じられるサービスの提供が求められています。

（８）生涯スポーツの支援

町では、年齢や体力にあわせていつでも誰でもが参加できる幅広いスポーツ活動を行うことで、生涯スポーツの定着と健康増進を図る事業展開を行っています。異年齢間の交流や全住民対象にみんなのスポーツ広場の開催も行っています。また、秋に開催する「スポーツ天国の日」についても各社会教育団体等の協力も得、住民参加型のスポーツイベントとしては大きなものとなっています。

町主体での生涯スポーツの取り組みは一定実施していますが、地域でのスポーツ活動がなかなか充実してこない部分があります。その一方、健康志向の高まりからか個人でウォーキングやジョギング、その他のスポーツ活動を実践されている方は多くなっています。町としても、今以上に健康づくりに視点をむけた活動も必要と感じています。



日野町の教育行政の基本方針

1. 第5次総合計画における7つの基本方針

- (1) ともにいきる安心ささえあいのまち
- (2) 子どもがはつらつと育つまち
- (3) 誰もがすこやか元気に暮らすまち
- (4) 三方よしで未来につなぐ楽市楽座のまち
- (5) 自然と文化をみんなでまもるまち
- (6) 安心をみんなでつくり住みたくなるまち
- (7) 学びあいみんなではぐくむ自治のまち

日野町第5次総合計画では、7つの基本方針の中に教育に関わる項目が2項目あります。

第2項目の【子どもがはつらつと育つまち】と第7項目の【学びあいみんなではぐくむ自治のまち】です。この項目を中心に日野町の教育を進めるものです。以降、具体化するための方向性と施策を列挙します。

2. 教育推進の方向性

(1) 子どもがはつらつと育つまち

《“子育て・子育て・親育ち” みんなで支えるまちづくり》

- ① どの子どもも安心して健やかにそだつことができるように支援する
- ② 対話で築く地域保育サービスを進める
- ③ 親・子・地域につながりを深め育ちあう

《豊かな心・生きる力の育成と学力向上をめざすまちづくり》

- ① 親・子・地域につながりを深め育ちあう
- ② 地域に根ざした特色ある学校づくりを進める

(2) 誰もがすこやか元気に暮らすまち

《こころとからだの健康づくり推進のまちづくり》

- ① まちぐるみの食育で健康づくりを進める
- ② 健康や生きがいにつながる生涯スポーツを進める

(3) 学びあい、みんなではぐくむ自治のまち

《“再発見” 近江日野の歴史と文化に愛着と誇りを持てるまちづくり》

- ① まちのたからの再発見と情報発信を進める
- ② 日野にいきづく伝統文化・芸能を継承し保存する
- ③ 日野の歴史資産を保全し活用する

《誰もが学びあえるまちづくり》

- ① 学びを大切にする生涯学習を進める
- ② 人とまちを育てる社会教育を進める
- ③ ひととまちが輝く社会体育を進める
- ④ 図書館を拠点とした学びの輪を広げる

《創造の文化がいきづくまちづくり》

- ① 多様な文化・芸術活動の創造との享受を進める
- ② 歌声がひびきあうまちづくりの輪を広げる
- ③ みんなで支えあい次代に対応した公民館・地域づくりを進める
- ④ 市民・団体活動やボランティア活動をはぐくみ活性化

3. 日野町の教育目標

知識基盤社会といわれる今日、グローバル化、高度情報化、少子高齢化の進展など、社会の急激な変化や価値観の多様化によって、学校教育の役割がますます重要になってきています。とりわけ、学力の向上や豊かな心、生きる力、健康な心身の育成を目指す取り組みの充実が求められています。

こうした中で、日野町第5次総合計画（以下総合計画）の政策や施策目標の具体化を図る取り組みを進めてまいります。

学校教育においては、学習指導要領にのっとり、知・徳・体の調和のとれた心豊かでたくましい子どもたちの育成を目指します。このためには、個性を尊重しながら、基礎的・基本的な内容を確実に実習させるよう指導方法の工夫を行うとともに、生涯学習の基礎を培うという役割を踏まえ、地域の特色を取り入れた自然体験や社会体験を積極的に取り入れ、子どもが主体的に学び、考え、判断し、表現する力を育成します。また、人権教育や道徳教育などをとおして、不易な価値を育て、いじめなどの問題の解消に向けて「心の教育」の推進を図ります。さらに、すべての基礎となる健全な心身の育成を目指し、学校体育の充実を推進するとともに、食・生活習慣の向上のため、給食などを通して食育を推進します。

子どもたちの教育には、家庭や地域、関係機関などの協力が不可欠であることから、学校・園が積極的に成果や課題を情報発信したり、地域の指導者や図書館などの施設を活用したりすることにより、地域に開かれた学校・園づくりを進め、連携しながら発達段階に応じた読書習慣の確立、学校の向上や健全な心身の育成を目指す取り組みを進めていきます。「日野町子育て・教育相談センター」では、学校・園、関係機関が連携し、発達障害をはじめ子育てにかかるさまざまな課題に対応していきます。加えて、いじめへの対応や体罰の禁止など今日の教育的課題に応えるために、教職員の資質・指導力向上は欠かせません。そのため、専門性や人間性の向上を目指し、研修を工夫します。

社会教育においては、町民の学習要望に応じて、自らが学ぶ生涯学習の場を提供することが重要です。そのため、住民の主体的な取り組みを推進するとともに、施設の充実、指導者の育成、学習情報や学習機会の提供、社会教育活動の推進と育成に努めます。

また、未来の郷土を担っていく、心身ともに健全な子どもたちの育成のため、地域や家庭の教育力を高めることが大切です。家庭は、子どもたちの人間形成の基礎づくりの場であり、一人の人間として成長・発達する自立の場です。とりわけ、就学前における子どもの成長は、思春期に大きな影響を与えることから、家庭の持つ教育機能の充実に努めるとともに、家庭や親同士が地域で育て合えることなど地域の教育力の向上に努力します。

さらに、町民一人ひとりが心身ともに健康で充実した生活が送れるように、スポーツ事業の振興、健康教育の充実、食育の推進、芸術・文化の創造を目指して、住民全ての人権が大切にされる生きがいと潤いのある町づくりの推進に努めていきます。

日野町第5次総合計画にある日野町の将来像として“ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ自治の力で輝くまち”と定めています。本計画の教育目標も、未来ある日野の子どもたちを「日野のたから」と考え、「命が宿ってから、義務教育終了までの16年間」を特に重要な期間であることの認識をもって、日野町の教育のメインテーマを決めるとともに、サブテーマとして、3つの進むべき目標を定めます。

「日野のたから」を未来につなぐ 心豊かでたくましい人づくり

- ① 豊かな心と生きる力のある子どもたちを育む
- ② 地域と家庭とのつながりで「地域教育力」の向上を目指す
- ③ 歴史と文化に愛着を持ち、学びあえる生涯学習の振興を目指す

このメインテーマと3つのサブテーマを「学校教育」、「社会教育」に分け、進むべき方向に基づき推進施策については、次章で部門別に示すこととします。

日野町の教育行政の推進施策

Ⅰ 学校教育

1. 学校教育の目標

今日の社会は、国際化、情報化、少子高齢化などの急激な変化や価値観の多様化とともに格差が広がっていると言われています。このような社会状況の中であって、これからの教育では、豊かな人間性を備え、思考力、判断力、表現力を持った創造性に富んだ人材や伝統文化を尊重し、地域社会を支える人材や国際社会で通用する人材を育成していくことが求められています。また、青少年による犯罪やいじめなどの問題行動や不登校からは、子どもたちに規範意識や倫理観、思いやりの心、人権意識や豊かな心を育むことが緊急の課題となっています。さらに、確かな学力や豊かな人間性を育む礎となる健全な体づくりを、食育を通して進める必要があります。

日野町では、平成23年度から第5次総合計画（以下、総合計画）をもとに町づくりを推進し「福祉と教育」に軸足をおいた施策を展開しています。この総合計画も4年が経過しています。総合計画における各種事業の進捗状況を、評価する作業に取り組んでいます。

教育分野においては『「日野のたから」を未来につなぐ心豊かでたくましい人づくり』をテーマに学校・園・家庭・地域・行政が4輪駆動となって、子どもたちの教育を推進しており、子どもたちが地域社会の中で、地域の人たちとかわり、地域の良さや文化を体感しながら育てられる環境が必要です。以下、学校・園教育分野における具体的教育方針を示します。

2. 基本方針

(1) 確かな学力の定着

学校・園では基礎・基本の学習を通して学びの力を獲得すること、また、発達段階に応じた様々な体験学習を充実させて、思考力、判断力、表現力を育成します。その達成のためには、地域や家庭の教育力を強化し、地域社会全体で子どもを育てるという気運の醸成を図っていきます。

(2) 豊かな心の育成

学校・園と地域、家庭、さらには、行政との連携のなかで、心のふれあいを通して、子どもの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、人を思いやる心などを育てるために、道徳教育や体験活動の推進を図ります。

(3) 健やかな体づくり

全ての基礎となる健康な心身の育成を目指し、学校体育の充実を図り、生涯にわたりスポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、計画的、系統的な食育の指導や体力向上の取り組みの構築を図っていきます。

(4) 信頼される学校・園づくり

学校・園での成果や課題を家庭や地域に発信したり、学校・園の相互連携を推進したり、地域の人材や施設などを活用したりすることにより、教育への協力体制づくりを進め、学校の教育力を強化する取り組みを進めます。

(5) 教職員の指導力の向上

今日の教育課題に 대응することができるように、自らが学び続ける教職員の育成と資質向上に向けた効果的な研修を進めます。また、教職員による体罰や行き過ぎた指導によって、教育・学校への信頼が失われることのないよう、教職員の人権意識の向上とコンプライアンスの徹底を図ります。

(6) 特別支援教育の推進

「インクルーシブ教育システム」を理解し、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられる教育体制などの研究を進めます。



3. 幼稚園の重点目標

(1) 確かな学力の定着

①地域の特色を活かし創意ある園経営と幼稚園

教育要領を踏まえた教育を推進します。

②多様な経験を重ねる中で言葉による伝え合いを重視します。

③本にふれる機会を増やし、家庭でも読書の習慣を推進します。

④個に応じた指導の充実を図り、特別支援教育を推進します。

⑤学びの土台となる自己肯定感を高めるよう、就学前教育の充実に努めます。

⑥幼稚園、保育所および小学校相互の連携を進めるとともに、小規模幼稚園における幼児の共育ちを重視した取り組みを進めます。

⑦子ども・子育て支援制度が実施される中で進める、幼稚園・保育所の合同運営が確実なものとなるよう努力します。

（２）豊かな心の育成

- ①感動体験を通した豊かな感性の育成を図ります。
- ②好奇心や執行力の芽生えを培う教育を図ります。

（３）健やかな体づくり

- ①基本的な生活習慣・態度の育成に努めます。
- ②遊びの中で体力づくりを進めます。



（４）信頼される園づくり

- ①地域に開かれた園づくりを推進します。
- ②保護者との連携に努め、幼稚園と家庭との連続性を図ります。
- ③安全・安心な幼稚園づくりを推進します。

（５）教職員の指導力の向上

- ①教職員の資質と指導力の向上を図り、一体的な指導体制を強化します。
- ②幼稚園・小学校・中学校の交流により町内における教育状況の情報共有を図ります。

4. 小学校・中学校の重点目標

（１）確かな学力の定着

- ①学習指導要領を踏まえ、校区の特色を活かし、安全で安心な学校づくりの推進に努めます。
- ②基礎学力の向上のため、国語力の育成、読書指導の強化、家庭での読書習慣づけの推進、算数・数学の学習内容についての検討を行い、指導の重点化を図ります。
また、小中学校が連携して、外国語（英語）教育を推進します。
- ③予習復習など、自ら進んで行う家庭学習の習慣化など、家庭と連携した学習環境・生活環境となるよう、家庭への働きかけを進めます。

（２）豊かな心の育成

- ①授業や自然体験、職場体験、保育体験、ボランティア体験等、様々な体験を通して、思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、生き方を学ぶ活動を推進します。
- ②心のふれあいを大切にし、かけがえのない命の尊厳に気づかせ、互いの人権を大切にする教育の推進を図ります。

（３）健やかな体づくり

- ①人間関係を豊かにするために、体育活動、クラブ（部）活動、児童会・生徒会活動などを通して自らが主体的に活動する場を設定します。
- ②心身の健やかな育成を図るために、運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など、健康的な生活習慣の形成を図る食育の指導を充実します。
- ③地場産農作物の活用により、学校給食を生きた教材として活用した指導を行います。
また、伝統的食文化継承など、地域の食文化の理解を深める授業を展開します。

（４）信頼される学校づくり

- ①外部指導者や学校支援ボランティアとも連携し、開かれた学校づくりを進め、教育力の向上を図ります。
- ②子育て・教育相談センターや適応指導教室、日野町少年センターなどと協働して、非行・いじめ・不登校・虐待などの諸課題に対して組織的な対応を図ります。
- ③学校間連携を重視し、小小連携、小中連携に関する具体的な取組みを進め、教育的効果を高めます。

（５）教職員の指導力の向上

- ①教職員の指導力向上を目指して、生徒指導や教科指導力、学級経営力を高める研修を適切な時期に行います。
- ②学校が教育目標を具現化するため、課題解決に向けた具体的方策を作成し、定期的にその進捗状況について議論する場を設定します。
- ③体罰防止マニュアルに基づいた指導方法について理解し、コンプライアンスの徹底を図ります。

（６）特別支援教育の推進

- ①校種間連携や子育て・教育相談センターをはじめとする関係諸機関の支援により、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、特別支援教育を推進します。

5. 重点施策

（１）学習支援体制の強化

- ①各学校に在籍する発達障害を含む障害のある子どもたちに適切な支援を行い教育の充実を図るため、また不登校児童・生徒に対して引きこもりの防止と解消を図るため、さらには、規則正しい生活習慣を身につけることや学習態度への支援が必要な生徒に重点的に指導を行うため、学習支援員を派遣します。
- ②小学校５年生・６年生に外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、小学校に外国語活動支援員を派遣します。
- ③「第３次日野町子ども読書活動推進計画」（平成２７年度～３１年度）に沿って子どもの読書活動を推進するため、小・中学校に学校図書館司書を派遣します。
- ④滋賀県の中学校２・３年生３５人学級編制実施にあたり、町において、その制度をより充実したものとするための臨時講師を配置します。
- ⑤中学生の英語力向上および国際理解の推進を図るため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を招致します。
- ⑥日野町子育て・教育相談センターを中心に、発達障害の早期発見、早期支援をはじめ、子育てに係る相談など、子ども・保護者・学校（幼稚園）の支援を行うため、臨床心理士などを配置します。

（２）学力および体力の向上に向けた取組み強化

- ①小学校５・６年生において漢字能力の向上を図るため、漢字検定を実施します。
- ②中学校２年生において英語力向上を図るため、英語検定を実施します。
- ③小・中学校において、個人の学力分析と生活状況を把握することを目的に、標準学力調査・生活意識調査を実施します。
- ④幼稚園の教育課程の充実および幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のための教育課程の在り方について、実践的な研究を推進します。
- ⑤授業の基礎・基本を大切に、基礎学力の向上を図り、思考力、判断力、表現力を育成する実践のあり方についての研究を推進します。
- ⑥地域に開かれた学校づくりの推進や各学校の特色を生かした活動を支援することにより、特色ある学校づくりを推進します。
- ⑦義務教育９年間を見通して小学校間の連携ならびに小学校と中学校間の連携を図るための取組みを展開します。
- ⑧子どもたちの体力低下が課題となっていることから、モデル校を中心に「１０分間体力づくり運動」の研究を推進し、町内各学校・幼稚園間での共有を図ります。また、幼稚園では地域に出かけることをとおして、自然や地域を体感し、地域の人たちに育まれながら健やかな体づくりをします。

（３）安心、安全で心身が健やかに育つ学校づくり

- ①子どもたちが安心して教育を受けられるよう、学校と家庭や地域、関係団体とも連携しながら、学校安全管理に関する取組みを推進します。
- ②子どもたちの心身の健全な発達を促し、学校給食を実施し、食に関する正しい理解と態度を養います。
- ③保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の校種間連携を図る中で、人権教育を推進します。



（４）教職員の資質向上

- ①町内全体や各校・園での教職員研修を充実させるため、指導助言や資料提供などを行います。
- ②町内の小学校・中学校の教員が合同に会し、学年別交流・教科別交流・校種間交流、さらには、関係機関等との情報交換を図り児童・生徒の理解を深めるとともに、教員個々の学習指導、生徒指導、学級経営などの技量向上を図る研修会を開催します。
- ③各学校の担当者間のネットワークを確かなものとし、授業改善を主題とした研修会の開催や情報交換会を活発にするとともに、積極的に先進地研修に出向き、小学校間の「小・小連携」や校種を跨いだ「小・中連携」の活性化を図ります。

(5) 社会教育との連携強化

- ①学校教育と社会教育との連携した取り組みを進め、土曜日における体験講座や少年少女スポーツ教室、少年少女カルチャー教室に対する理解を深め、子どもたちの参加度を高める働きかけを行います。
- ②「学校と地域を結ぶコーディネート担当教諭」を窓口にし、学校教育と社会教育が協働して、教育課程外の諸活動に対する支援を進めます。
- ③地域に開かれた学校づくりを推進し、地域コミュニティの拠点としての学校経営が進められるよう支援をしていきます。

II 社会教育

1. 社会教育の目標

現在の社会情勢は、少子高齢化社会の到来、グローバル化、急速な情報化など社会構造の変化は、日常生活における人々の生活形態や価値観、家庭、学校、地域を取り巻く環境を大きく変化しています。また、同時に高齢化・長寿化の流れは、私たちが健康で生きがいのある心豊かな人生のあり方なども求められており、生涯にわたって学習を続けることがますます重要となっています。また、町内には豊かな有形・無形の文化財があります。その文化財を保存・継承し、活用していくために、地域の文化財を暮らし、信仰の中で大切に守り伝えてきた伝統や文化を大切にする意識を育て、地域の人々とともに保存と活用に取り組むことが必要であります。

日野町では、まちづくりや生涯学習の重要な拠点として公民館があり、多くの方に利用されていますが、町民のニーズは個性化、多様化の傾向にあり、更に魅力ある学習内容の創設や充実が求められています。

このような情勢にあって、日野町の社会教育は生涯学習の理念に基づいて、全ての町民に少しでも多くの学習の場と機会を確保しながら、第5次日野町総合計画の基本方針である、「学びあいみんなではぐくむ自治のまち」の実現を積極的に進め、町民の主体的な学習社会の形成をめざすものとします。

2. 基本方針

近年の社会構造の変化に伴い、社会教育の基盤であった「地域」は大きく変化し、伝統的な社会教育団体の組織率低下の問題や自治会に加入していない住民の地域活動への参加をどう進めるかなどの課題が出てきています。

これからは、生涯学習の原点である「いつでも・どこでも・だれでも」が学べる生涯学習社会の推進と町民すべての人権が大切にされる社会の実現に努めるとともに、少子化が進む社会にあって、次世代を担う心身ともにたくましい青少年を育てることが大きな課題となります。

子育ては家庭での教育はもちろんのこと、地域の連携と支援が重要となってきています。家庭や地域の教育力を高める活動や施策を積極的に行なうとともに、学校を含めた地域が一体となる活動の推進に努めていかなければなりません。



社会全体で取り組むべき青少年の健全育成や男女共同参画社会の形成等は、それぞれの課題解決にむけて、教育行政部局と他の部局が連携協力してその推進に努めていく必要があります。

こうした社会の状況や変化を踏まえ、人、自然、地域の誇りとめぐみを再発見し日野の「たから」として育み、「学びと知恵」を町づくりの推進力として、町民みんなで取り組むため次の三つの柱にそって進めます。

3. 重点目標

- 少子化、高齢化、情報化の進展など社会の変化に対応した学習機会の提供、学習者の主体的活動や学習者同士の交流促進により、生涯学習社会の形成を目指します。
- 人と人との出会いを大切にし、つながりのある社会の形成を目指します。
- 学習の成果を反映した地域づくり、ボランティア活動を推進しそのための人材育成を目指します。

(1) 社会教育活動の推進

個人や家庭、地域において自らが社会的な問題や課題を発見し、学び、それを取り組みにつなげる教育力の向上が求められています。社会教育関係団体等による社会参加を促進するための活動や社会教育の拠点として公民館活動を充実する取り組みを進め、地域でのさまざまな問題や課題に対して、お互いに考え話し合える学習活動の実践やその解決に向けた指導等の支援をはじめとして地域・家庭そして学校を含めた連携を図ります。

(2) 生涯学習活動の支援

地域の活性化や生きがいのある人生を送るためには、幅広い学習活動と絶えず新たな知識と技術を習得して豊かな感性を培っていくことが必要です。

生涯学習は、人々のあらゆる生活領域を包括するもので、その学習ニーズも高度化・多様化しており、ライフスタイルに応じた学習・スポーツ・社会活動などの環境整備やプログラムを提供し、創造力の育成・向上と自立・自主運営をめざし、学ぶ喜びや励む楽しさを実感できる自己実現に取り組むとともに、各世代のニーズにあった学習機会の充実を図るため、社会教育施設や関係団体とのネットワーク化を推進します。

(3) 家庭教育支援の充実

これから親になる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高め、家庭教育に関する学習を支援する必要があります。また家庭の絆を深めるための支援や学習情報の提供に取り組むを進めます。

（４）青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。今こそ、心休まる家庭、温かい人間関係に包まれた学校・地域社会の創出が求められています。大人は、青少年に対し、社会には基本的なルールがあること、その社会に積極的にかかわる役割と責任があることなどを自らの行動を通して教えていかなければなりません。そのために、子どもたちに豊かな体験活動の場や機会の提供を勧めます。また、青少年健全育成関係団体との連携を深め、青少年を取り巻く環境整備に努めます。

（５）人権学習の推進

日野町が今日まで人権の取り組みの中で積み重ねてきた成果と、日本国憲法で保障された人権の理念を再認識し、自分や他人の存在と尊厳を認めあい、人間らしく充実した生き方ができる社会の実現をめざすため、平成 21 年度に策定された「日野町人権学習推進指針」に基づき、住民の自主的な学習を推進していきます。また、平成 4 年 2 月に開催された同和行政対策の終結をめざす「ふれあい町民集会」から 20 年以上が経過し、現代社会が直面する人権課題と向き合い、「ひとりひとりが大切にされる」人権学習の一層の推進に努めていきます。

（６）芸術文化の振興と文化財の保存・伝承

生活の中に豊かさやうるおい、ゆとりが求められるなか、個人やグループが町民会館 わたむきホール虹や公民館を拠点として自主的な文化活動に取り組まれています。

また、ホールにおいては質の高い芸術の提供が行なわれるほか、多様なニーズにこたえる事業を展開しています。今後は、住民による新たな活動も見られることから、それに対応すべく幅広い交流により情報を収集し、個性豊かな文化活動が創造できるよう取り組みを進めていきます。

一方、風土の中で育まれてきた歴史や文化など、先人が残したものを再発見し、その情報を発信するとともにこれらを学習、啓発することが大切です。また、文化財や史跡等を後世に残すためには、町民の理解と協力は不可欠であることから、地域と連携することで町づくりにも活用できるよう努めていきます。

（７）読書活動の推進

読書は、情緒豊かな人間形成に欠くことのできないものであり、さまざまな機会を通じて読書活動への理解と習慣化に努めます。

（８）生涯スポーツの支援

だれもが「いつまでも健康でありたい」との願いから、スポーツに親しむ人が増えています。心身の健康の基礎となる運動や、体力の保持増進について、今後はより多くの住民がスポーツに楽しみ、生活が豊かになるようスポーツ活動の普及をめざしていきます。また、2020年の東京オリンピックや2024年滋賀県国体を視野に、国内外で活躍する選手を応援することで、スポーツ活動の啓発をめざしていきます。

4. 重点施策

(1) 社会教育活動の推進

- ①学習機会の充実を図り、学習要求に合った指導者の発掘を図るとともに、企画立案の段階から住民が参画できる体制に取り組み、公民館を中心として学んだことが地域に役立つよう社会教育活動を推進します。
- ②青少年の社会参加を促進するため、さまざまな団体やボランティアとも連携することで世代間の交流が図れるよう努めます。
- ③公民館を中心に地域・家庭・学校が連携できる組織づくりや人材の発掘に取り組めます。
- ④社会教育関係団体の育成と活動の支援を図ります。

(2) 生涯学習活動の支援

- ①各世代のニーズにあった学習機会の提供と、交流の場の充実を図るとともに地域、のさまざまな課題に対して、継続的な学習ができるよう内容の充実に努めます。
- ②団塊世代をはじめとして、より多くの人たちによる地域での交流の場の機会と活躍の場の充実を図ります。
- ③公民館をはじめとする社会教育施設において、入門的な学級や講座の開設などにより、幅広い層を対象とした学習活動を促進するなど生涯学習の啓発に努めます。地域の活性化や生きがいのある人生を送るためには、幅広い学習活動と絶えず新たな知識と技術を習得して豊かな感性を培っていくことが必要です。

(3) 家庭教育支援の充実

- ①子育てサポーター等支援者の養成と増員を図るとともに、福祉課をはじめ子育て支援関連団体との連携を図り、乳幼児期からの親に対する家庭教育支援をすすめます。
- ②発育段階に応じた子育て学習会・懇談会等を開催し、親同士の情報交流を促進します。

(4) 青少年の健全育成

- ①家庭や地域社会における教育力を向上させるための取組を推進します。
- ②青少年団体の育成と青少年の社会参加推進することで青少年の社会参加や異世代交流を推進します。
- ③地域の教育力を高めるために、青少年健全育成機関・団体の活動の支援と相互の連携による青少年対策を推進し、「地域子育て」事業を展開します。

(5) 人権学習の推進

- ①日野町人権啓発推進員と協議し、「日野町人権学習推進指針」に基づく住民の自主的な人権学習を推進し、「人権と福祉のまちづくり」をめざします。
- ②日野町人権啓発推進連絡協議会および各地区人権啓発推進協議会の情報交流を進め、公民館を拠点とした活動をすすめ、人権学習機会の確保と、住民の人権学習への積極的な取組みを推進します。
- ③人権委員研修会、人権学習講座、ふれあい学習会などの開催を通じて、地域において人権学習を推進するリーダーの養成を図ります。

（６）芸術文化の振興と文化財の保存・伝承

- ①町民会館わたむきホール虹や公民館等での文化、芸術事業の開催と情報発信に努めるとともに、文化活動の発表、交流の場の提供と町民参加の機会の拡充をめざします。
- ②文化芸術関係団体の育成と活動の推進を図ります。
- ③歴史や伝統に基づく地域文化を保存、継承する意識とともに、歴史遺産に対する愛護意識の高揚が図れるよう努めます。
- ④適正な文化財保護と活用事業をすすめるとともに、観光行政とも連携を図り、日野商人の本宅の有効活用に向けた整備に取り組みます。
- ⑤日野の歴史・史料をもとに近江日野商人館や近江日野商人ふるさと館での調査研究結果を情報発信するとともに、それらの保存と活用に努めます。

（７）読書活動の推進

- ①「日野町子ども読書活動推進計画」に基づく読書の必要性の啓発と読書活動の推進を図ります。
- ②住民にとって身近な資料の提供と保存に努めます。
- ③家庭、園、学校、図書館等関係機関との連携強化に努めます。
- ④子育てサロンや子育て関係団体そして公民館と連携を図り、幼児期から身近に本と出会うよう図書の提供に努めます。

（８）生涯スポーツの支援

- ①スポーツイベントや各種事業を開催することで、多くの住民が身体を動かすことに親しみ、また仲間づくりが図れるよう努めます。
- ②スポーツ活動の促進を図るため、指導員を派遣するとともに、地域でのスポーツ指導者の発掘と育成に取り組み、また各種スポーツ団体の競技力向上をめざします。
- ③国内外で活躍する当町出身の選手に対し応援するとともに、優れた成果を賞讃することによって住民のスポーツに対する意識向上を図ります。

５．教育機関の組織等の活動方針

（１）公民館の運営

公民館の基本方針

公民館は住民の身近な社会教育の拠点施設として、地域の課題や住民ニーズに即した学習機会を提供し、心豊かで活力に満ちた人づくりと、地域づくりの推進に努めます。

公民館の運営方針

地域交流活動の中心として位置づけている公民館だからこそできる人と人との絆、地域の絆をさらに深め、住民が手を携え、安心して生活できる地域社会の構築に寄与するとともに、地域社会から期待されている《公民館の力》をさらに高め、地域にとってなくてはならない存在となるよう今後一層努力しながら、次のような公民館を創ります。

- ・ 誰もがちょっと立ち寄ってみたいくなる開かれた公民館にします。
- ・ 自己向上の願いが叶う学びを大事にする公民館にします。
- ・ 人づくり・地域づくりに貢献できるリーダーが育つ公民館にします。
- ・ 互いの絆が実感でき、人の温かさと心配りがにじむ公民館にします。
- ・ 学校・家庭・地域の連携を推進する公民館にします。



(2) 日野町立図書館の運営

基本理念

図書館は以下の理念を基本に、住民のための図書館運営に努め、資料の貸出しや読書相談、行事を通じて利用の拡大を図り、暮らしに役立つ図書館の実現をめざします。

- ①図書館は、必要な資料・情報を自由に手にいれることができる場を提供します。
- ②図書館は、人と人との出会いや様々な文化に接することができる場を提供します。
- ③図書館は、住民の暮らしにやすらぎと潤いを感じることができる場を提供します。

図書館の基本方針

図書館は以下の基本方針に基づき図書館を運営し、読書環境とサービスの向上に努めます。

①幅広い分野での資料の充実と蔵書の更新

住民の求める資料の収集と更新を計画的に進めます。また、郷土資料の充実に努めます。

②図書館サービスの向上

住民の読書要求に確実に応えるために、レファレンスサービス（相談・調査・照会）の充実に努めます。また、利用しやすい図書館をめざし、情報の発信に努めます。

③子どもを取り巻く読書環境の整備

学校・幼稚園・保育園およびボランティアグループと連携しながら、子どもと本のよい出会いの実現に努めます。

参考（計画策定の根拠）

教育基本法（抜粋：平成18年12月改正）

第17条第2項

地方公共団体においても、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならない。